

会社	会社名	川崎汽船株式会社		
概要	従業員数	680 名	業種	海上運送業等

1. ねらい

- ・相互尊重と自由闊達な風土により、多様な個々人の能力・個性を気持ちよく発揮し、挑戦し成長を続ける組織の維持強化
- ・社員 1 人ひとりが生き活きと働き、充実した生活を過ごせる様、最小労力で最大成果を目指すスマートな業務スタイルの確立

2. 施策内容

○ 「働き方見直し改革」と「企業風土改革」の取り組み

① 「働き方見直し改革プロジェクト」の本格稼働

2012 年度より労使協調による WLB 推進活動を発足後、時間外労働削減や部門への個別対応および人事施策上の環境整備を実施検討してきたが、今年度より「働き方の質を高めることで新たな企業価値を創出する」ことを狙いとし“最小労力で最大成果をめざす”スマートな働き方見直し変革に向けた全社的取組みを始動。

- ・トップメッセージ発信
- ・労使協働でのキャンペーン展開（スマートミーティング、スマートプロセス、スマートツール）
- ・時間外労働状況の把握共有、長時間労働部門については上長・本人との面談実施
- ・計画年休 5 日以上取得に向けた労使協働の取組

② 企業風土改革「よりよくプロジェクト」の全社展開

- ・様々な部門から集まったワーキングメンバーによる検討会を定期的を開催
- ・風通しのよい職場の実現にむけて意識すべき心構えをまとめた冊子「“K”の風」配布
- ・役員・管理職各々の“宣言”を社内掲示板に掲載

○ 仕事と育児/介護との両立支援制度

【育児/介護】

- ・法定を上回る産前産後休暇（産前 8 週より）
- ・育児休業制度（子供が満 3 歳に達するまで）
- ・介護休業制度（最長 2 年間）
- ・短時間勤務制度（小学校 3 年生修了まで/要介護者がいる場合 2 年まで：1 日 2 時間まで）
- ・父親のための育児休暇制度
- ・高度不妊治療のための休業制度
- ・特別休暇の取得（時間単位で取得可）、深夜/時間外労働の制限、貸付金制度

【その他】

- ・配偶者転勤休業（配偶者の国内外転勤に帯同する場合、原則 2 年まで）
- ・リフレッシュ休暇（入社 11 年目、21 年目）
- ・フレックスタイム制度
- ・ハラスメント防止のためのセミナー実施、労務管理セミナー実施

3. 取組実績・効果